

平成 28 年 10 月 24 日

各 位

## 「がん・三大疾病・八大疾病」保障特約付 団体信用生命保険保障付き住宅ローンの取扱開始について

長崎銀行（頭取：山本 一雄）は、中期経営計画に掲げる「お客さま目線に立ったサービス向上」への取組みの一環として、住宅ローンのご契約における団体信用生命保険（以下、「団信」と言います。）として、「がん保障特約付団信」、「三大疾病保障特約付団信」および「八大疾病保障特約付団信」（引受保険会社：三井住友海上あいおい生命保険株式会社）の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

当行は今後ともお客さまに、より一層ご満足いただける商品・サービスの拡大に努めてまいります。

記

### 1. 商品概要

対象となる お 客 さ ま	以下の条件を全て満たされる個人の方 ・住宅ローン「ながさき建築名人」、「ながさき借換応援住宅ローン」もしくは「ながさき無担保借換住宅ローン」をご契約予定のある方 ・融資実行時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下で、上記住宅ローン完済時の年齢が満 82 歳以下の方
保 険 金 額	保険金お支払事由に該当された時点のローン残高相当額（1 億円以下） ※本団信に複数加入する場合は通算で 1 億円までとなります。 ※4,000 万円超のお申込みには告知書に加え、引受保険会社所定の健康診断結果証明書（180 日間有効）が必要となります。
保 険 金 お 支 払 事 由	保険期間中に被保険者が以下のいずれかに該当した場合は、保険金が保険会社より支払われ、住宅ローン残高のご返済に充てられます。 <b>&lt;「がん保障特約付団信」の場合&gt;</b> ①お亡くなりになられたとき、もしくは所定の高度障害状態となられたとき。 ②悪性新生物（がん）と初めて診断確定されたとき（免責期間等の条件があります）。 ※ただし、「上皮内がん」と、「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」を除きます。 ③被保険者の余命が 6 か月以内と判断されたとき（リビング・ニーズ特約）。 <b>&lt;「三大疾病保障特約付団信」の場合&gt;</b> 上記①・②・③に加えて下記に該当した場合にも保険金お支払いの対象となります。 ④急性心筋梗塞もしくは脳卒中を発病され、所定の手術を受けられたとき、または、60 日以上所定の症状が継続したと診断されたとき。 <b>&lt;「八大疾病保障特約付団信」の場合&gt;</b> 上記①・②・③・④に加えて下記に該当した場合にも保険金お支払いの対象となります。 ⑤発病された重度疾病（糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝疾患、慢性膵炎）を直接の原因として、治療目的に 180 日以上所定の入院をされたとき。
保 険 料	保険料は、当行がお支払いいたします。
そ の 他	リビング・ニーズ特約が自動で付きます。 ご加入いただく団信に応じて下記の利率を住宅ローン金利に上乗せいたします。 > 「がん保障特約付団信」の場合は+0.2%上乗せ > 「三大疾病保障特約付団信」の場合は+0.3%上乗せ > 「八大疾病保障特約付団信」の場合は+0.35%上乗せ

## 2. 取扱開始日

平成 28 年 11 月 1 日 (火)

保険金お支払事由（保険金が支払われない場合など）には保険会社にて定められた詳細な条件等がございます。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社取扱いの団信に関する詳しい内容およびご留意事項は店頭にお問い合わせください。また、審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
営業統括部 ふじまる 藤丸・川鍋 かわなべ  
TEL : 095-828-0512